

わかことワカルの少年法 第15回

今回のテーマ:少年院における処遇¹

今回のテーマは「少年院における処遇」です。少年院という言葉はよく聞くことと思いますが、実際に少年院ではどういう処遇が行われているのかはよく知られていません。今回はこれを説明していきたいと思います。また、児童自立支援施設・児童養護施設送致についても取り上げます。

ワカル: ねえねえ、少年院って入ったことあるっ??

わかこ:

ワカル: じゃあ、児童自立支援施設は??

わかこ: 自分で入って見たら? いろいろ参考になるかもね

ワカル: うん! 頑張るよ。

わかこ:

<少年院とはどんなところ?>

少年法第24条第1項

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。(中略)

三 少年院に送致すること。

少年院法第1条

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者・・・を收容し、これに矯正教育を受ける施設とする。

少年法第24条第1項

家庭裁判所は、審判を開始した事件については、次の保護処分を決定しなければならない。

三 少年院に送致すること。

少年院法第1条

少年院は、家庭裁判所から保護処分として少年院に送致された者・・・を入れて、少年に改善更生のための教育をする施設である。

保護処分の1つとしての少年院送致

今回説明するのは、保護処分の1つとしての少年院送致です。少年を少年院という自由に出ることが許されない場所に入れて規律のある生活に親しませ、健全な育成を期するという保護処分です。

これは、少年の自由を拘束し、子ども達が成長を遂げる生活から切り離すこととなりますので、保護処分のうちで子どもの生活への最も強い介入を伴う措置です。

少年院は少年版刑務所!?

「少年院」と言うと、高い塀がある施設に少年を閉じこめて厳しい罰を与えるというイメージをお持ちの方もいるかもしれません。このイメージは、少年院が、比較的重大な犯罪を犯してしまった少年を懲らしめる施設だというイメージがあるからかも知れませんね。

今「改正」が問題になっている14歳未満の子どもを少年院にという提案も、多分にそうした誤解に基いていると思います(詳しくは後述)。でもそれは違います。前にも説明した通り、少年に対する保護処分は、懲らしめのための隔離ではなく、改善更生を目指すもので、少年院

¹ この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案』(司法協会、2005) 服部・佐々木『ハンドブック少年法』(明石書店、2000) 新保・伊藤『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001)がある。なお、本稿に出てくる統計はすべて法務省法務総合研究所編『平成17年度犯罪白書』によっている。

送致も例外ではありません。例えば、犯罪ではないく犯の少年は、16.6%が少年院送致になっています。刑務所と違ってさまざまな事情を考慮して、少年の改善更生にとって最も有効な保護処分を行おうというのが少年法の理念なのですね。

統計から・・・

では、少年院には実際どのような非行を犯したとされ

た少年が入ってくるのでしょうか。参考までに、統計から抜き出してみましょう。

男子の場合は、上から、窃盗が41%、傷害・暴行が12%、強盗が11%、道路交通法違反が11%、です。これに対して女子の場合は、上から、覚せい剤取締法違反が20%、窃盗が19%、傷害・暴行が17%、く犯が15%です(平成16年度、小数点以下四捨五入)。男女に顕著な違いがあるのがわかりますね。

<少年院の種類>

少年院法第2条

少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。

中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容する。

特別少年院は、心身に著しい故障のないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であっても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。

医療少年院は、心身に著しい故障のある、十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。

少年院には、初等少年院(14歳-16歳)、中等少年院(16歳-20歳)、特別少年院(犯罪的傾向が進んでいる16歳-23歳)、医療少年院(心身に著しい故障のある14歳-26歳)がある。

少年院の種類

少年院には初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類があります。ここに書いてあるように、初等少年院は14~16歳、中等少年院は16~20歳、特別少年院は犯罪的傾向が進んでいる16歳~23歳、医療少年院は心身に著しい故障のある14歳~26歳が入ることになっています。このうちのどの少年院に送致するかを決めるのは、裁判所の役割です。

処遇期間

少年院に収容することのできる期間は、原則として少年が20歳に達するまでと決められていますが、処遇決定時(厳密には少年院送致決定告知時)に少年が19歳を超えている場合にはそこから1年間であるとされています(少年院法11条1項)

でも、成績にもよりますが、実際には1年くらいで仮退院することが多いと言われています。仮退院した後は保護観察を受けることになっています。

「あれ?さっき特別少年院は23歳まで、医療少年院は26歳までって書いてあったじゃん?」と思った方、鋭いご指摘です。実は、少年院法54条には収容継続申請という手続があり、この手続がとられて裁判所が収容継続の決定をしたときには、先の処遇期間を超えて少年院に収容することができることになっています。

裁判所の処遇勧告

今まで説明して皆さんご存知の通り、裁判所は、家庭裁判所調査官や少年鑑別所の協力を得て少年を調査・鑑

別して、その上でさまざまな事情を考慮して処遇を決めています。またこの裁判所の決定する処遇の枠組みは、少年の成長発達に対する介入の限界を明らかにするもので、子どもの権利に深く関わるものです。それなのに、少年が少年院に送致された途端に裁判所はノータッチというのでは困ります。むしろ、その成果を生かしてよりきめ細やかな処遇ができれば、それだけ少年の生活への過剰不要な介入を許さず、その改善更生に役に立つというものです。このことから、裁判所は処遇に関して保護処分の決定をした後も細かい注文を出すことができるという規定があるので(少年審判規則38条)当然決定の時にも注文を付けることができるということ(これを処遇勧告と言います) 審判の時に処遇勧告を行ない、その執行にあたる少年鑑別所・少年院もこれを尊重するという運用を確立しました。

これにより、少年院における処遇にもさまざまなバリエーションが増えることになりました。一般短期処遇(6ヶ月以内) 特修短期処遇(4ヶ月以内)です。逆に、裁判所が少年院送致決定をした上で、それなりに長い期間をかけてきちんと処遇しなさいという勧告をすることもあります(相当長期処遇)そして、一般短期処遇・特修短期処遇の勧告がなされた少年について、その期間の制限を超えて長期処遇が必要とされる場合には、再鑑別をし、送致決定をした裁判所の意見を聞いた上で、矯正管区長の許可を得て、少年院長が処遇の延長ができるという運用も確立されました。しかし、裁判所が決める初等少年院・中等少年院・特別少年院・医療少年院相互の変更については、少年院長が矯正管区長の許可を得れば、

裁判所には通知をするだけで移送できる(少年院法10条)とされていて、その枠組みが果たして少年の人権を脅かす事態を招かないかが問題にされてきています。

分類処遇

<少年院における教育>

少年院法第4条第1項

少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。(後略)

少年院が少年に対してする改善更生のための教育は、少年を社会生活に適應させるため、少年の自覚に訴える紀律のある生活のもとに、教科教育、職業補導、適切な訓練、及び医療を施すという内容のものである。

少年院における教育

先に書いた通り、少年院は、非行を犯した少年を処罰するという場所ではなく、家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容してその立ち直りのための教育を行う場所です。

でも、これは決して少年院が刑罰に比べて軽いということの意味するものではありません。少年院では、大人の場合の刑務所のように罰としてただ監獄に閉じこめて刑務作業に従事させるというのではなく、少年が非行を繰り返さないよう、少年に対してさまざまな働きかけをして少年の内省を促して再教育をするものとされています。このように、少年院で行われている教育は一般的なイメージとはかなり違うもので、単に重い軽いというふうに考えることができるようなものでもないのです。

少年院における処遇と保護観察との比較

では、どういう場合に少年院送致という保護処分が決定されることになるのでしょうか？ それを考える一つの参考として、少年院における処遇と保護観察との比較を試みたいと思います。

保護観察は、いわゆる社会内処遇であり少年は、保護観察所で約束した遵守事項(生活のきまり)を守っているれば、その生活は自分と保護者の自由に任されています。施設に収容されることはありません。また保護司という民間のボランティアのところへ月に2回程度訪問して、遵守事項を守って生活してきたかどうかを報告し、困っていることがあれば相談をして解決することによって支えられています。これに対して、少年院送致は、いわゆる施設内処遇であり少年は、それまで生活してきた生活環境から強制的に切り離され、施設に収容されます。施設内で生活をし、法務教官等の専門家による指導を受けることとなります。

少年院に送致された場合、少年は今まで置かれていた生活環境から切り離され、その自由を奪われることにな

今まで紹介してきたように、一口に少年院送致という保護処分と言ってもさまざまなバリエーションが用意されていることが分かります。これは、少年の個々の問題性に対応した適切な処遇を実施するためのものです。これを「分類処遇」と言います。

りますが、それだけ日常生活全般にわたる働きかけが可能となり、専門家による徹底した教育を受けることとなります。法務教官は24時間体制で少年の教育に取り組んでおり、信頼関係が形成され、それだけ少年が感化されていくことへの期待も大きいと言えます。また、少年は社会や家庭の不良な環境から隔離されることで、それまでの自分を取り巻く環境からの影響を抑えつつ内省を促すこともできます(少年院送致決定を受ける女子少年に薬物犯罪の割合が多かったのもその理由の一つと考えられます)。そしてその間に、再び少年が戻っていく生活環境を整えなおす働きかけが、並行して進められてゆきます(環境調整命令、詳しくは後述)。

具体的に少年院ではどういう教育がされているのか？

では、実際少年院ではどういう教育がされているのでしょうか。

分類処遇と言っても、やはり個々の少年によって抱えている問題はまちまちですから、その個々の少年の問題にふさわしい教育を施すことによってその改善更生を図る必要があります(これを、個別処遇の理念と言います)。そのため、少年院送致の段階でまず「個別的処遇計画」というのが作成されます(少年院処遇規則13条1項、資料1)。

その個別的処遇計画は、少年本人の意欲を引き出し、それに従って作成される必要があります。作成には、少年本人の参加が必要です(子どもの権利に関する条約12条)。計画の作成が、「在院者及び保護者の意向を参しやくし、差支ない限り本人及び保護者に知らせ、進んで改善に励むように仕向けなければならない。」(少年院処遇規則13条2項)とされているのは、この条約の理念に込めるもので、重要であるといえます。

資料1を見ると、新人時教育・中間期教育・出院準備教育という3段階に分けられていることが分かりますね。そして、それぞれに個々の少年に応じた教育目標が設定

されているのが分かります。

その目標を達成するための教育内容がその下にある教育内容及び方法というところでは、少年院における教育は、生活指導・職業補導・教科教育・保健体育・特別活動に分類することができます。

- ・生活指導：健全な社会適応性の回復・習得
集団生活における規律のほか、職員との個別面接・作文指導・内省を図る内観・集団討議など。
- ・教科教育：学校教育を受ける権利の保障
学校と同等の教育を行う。
- ・職業補導：職業生活に必要な知識・技能の習得
刑務所における刑務作業のような強制労働ではなく、矯正教育の一環として行われる。
- ・保健体育：健康維持・体力向上・精神鍛練
スポーツなど。
- ・特別活動：その他
クラブ活動、レクリエーション活動、地域奉仕活動など。

実際には、少年院に収容されている少年はこんな日課を過ごしています（資料2）

少年院での生活は国際準則にかなったものになっているか？

少年院が刑務所とは違った配慮を加えていることは評価しなければなりません、それでは日本の少年院は全く問題がないかといえ、問題は残されています。国連は1990年、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則を採択し、子どもの権利に関する条約の、この規則を含む「国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。」（40条2項）とし、国連子どもの権利委員会は、日本を含む各国の少年について、繰り返しこれ

らの文書に基く改革を勧告していますので、その視点で大丈夫かが問題になるのです。

たとえば、プライバシーを保障するための、少人数の共同部屋若しくは個室の確保は十分な水準に達していません。できるだけ、同年齢の子どもと同様な生活の保障をするという点でも、義務教育教科については、「学校と同等の教育を行う」に留まっており、可能なかぎり地域の公立学校に通学するところまでは保障されていません。職業についても、可能なかぎりコミュニティの中で報酬を伴う労働に従事する機会が提供されるまでにはいたっていません。また外部との交流も許可がなければ原則としてできません。宗教についても自己の宗派の戒律に従った生活は保障されていません。通じて人間としての尊厳の要求をすべて満たすような便益サービスが保障されているとはいえないのです。

少年院による教育の成果 ～累犯率

では、少年院における教育はどのくらいの成果を挙げているのでしょうか？これは皆さんの関心の高いところだと思います。

犯罪白書によれば、平成12年に少年院を出院した少年が5年以内に少年院に再入院したのは5484人中917人で16.7%、平成12年に少年院を最終出院した少年が5年以内に刑務所に入所したのは4567人中411人で9.1%となっています。

この数字を多いと見るか少ないと見るかは皆さんにお任せしますが、少年院を出院した少年が少年院再入院なり刑務所入所なりしたのは5484人中1328人で25.8%の累犯率ということになります。逆に、少年院を出院した少年の4分の3くらいは改善更生によって社会復帰することができたということになりますね。

<環境調整命令>

少年法第24条第2項

（前略）家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

家庭裁判所は、少年院送致した少年の家庭環境・社会環境を調整すべきことを、命令することができる。

環境調整命令

家庭裁判所は、少年院送致の保護処分を受けた少年の家庭環境・社会環境などを調整すべきことを、保護観察所長に命令することができますと少年法に規定されています。なお、この環境調整命令は少年院送致だけでなく保護観察となった少年に対してもすることができます。

少年が非行に走った原因はその置かれた環境が原因であることも少なくありません。そのため、これによって、再教育を受けた少年が劣悪な環境に置か

れたせいで再び非行に走ることがないようにし、少年の社会復帰を促そうというのです。

< 児童自立支援施設・児童養護施設 >

少年法第24条第1項

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。(中略)

二 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。(後略)

少年法第24条第1項

家庭裁判所は、審判を開始した事件については、次の保護処分を決定しなければならない。

三 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。

児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致決定は、少年を児童自立支援施設・児童養護施設に送致してそこに収容するという保護処分です。これだけでは、児童自立支援施設・児童養護施設送致も少年院送致と変わらないように思われるかも知れませんが、それは全く違います。児童自立支援施設・児童養護施設は、児童福祉の理念に基づいて保護の必要な児童を収容するための施設で、その施設は児童に対する自由の拘束は一切なされておらず、自由を奪って強制的に収容する少年院とは本質的に異なるのです。

児童自立支援施設・児童養護施設における教育

また、教育内容もかなり違うところがあります。

児童自立支援施設・児童養護施設送致となる少年がほとんど義務教育中の児童であるというところから、自由で開放的な施設で、少人数の子供たちができる限り家庭的な環境の下で職員とともに寝食し、その中で生活指導や学科指導、職業指導などが行われています。

少年法改正案について、一言

少年法改正案については、以前特集で扱いましたので一言だけ言及しておくことにしましょう。少年院に収容可能な年齢は現行法では14歳以上とされ

ていますが、その下限を撤廃して、14歳未満の少年も少年院に送致することができるようにするという改正案が国会で審議されていました。この改正案が提出された理由として、児童自立支援施設・児童養護施設が自由で開放的な施設であるために強制的に自由を奪って収容しておくことができないためという説明がなされています。

しかし、これにはいくつかの疑問が呈されています。まず、14歳未満の少年に対して、果たして強制的に自由を奪って収容しておくことができないと教育効果をあげることができないのか、逆に強制的に自由を奪って収容しておくことができれば教育効果をあげることができるのか、という疑問です。次に、実際に14歳未満の少年に対して少年院送致をするという決定をしなければいけない場合が実務上どれだけあるのか、という疑問です。

これについては、少年法改正案がまた国会で本格的に審議されることとなれば、私たちも真剣に考えなければならない問題だと言えるでしょう。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：津田 玄児)